○農林水産省令第二号

農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第八十条第三項の規定に基づき、農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄
農林水産大臣　野村　哲郎

農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

農林中央金庫法施行規則（平成十三年農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
別紙様式第８号（第111条第１項関係）	**別紙様式第８号**（第111条第１項関係）
（日本産業規格Ａ４）	（日本産業規格Ａ４）
業　務　報　告　書	業　務　報　告　書
年度（　年　月　日から　年　月　日まで）	年度（　年　月　日から　年　月　日まで）
金融庁長官　殿 農林水産大臣　殿	金融庁長官　殿 農林水産大臣　殿
年　月　日 住　所 農林中央金庫 代表理事　氏　名	年　月　日 住　所 農林中央金庫 代表理事　氏　名
年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。	年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。
［第１～第６　略］	［第１～第６　同左］
（記載上の注意）	（記載上の注意）
［１～５　略］	［１～５　同左］
第１　事業概況書	第１　事業概況書
年度（　年　月　日から　年　月　日まで）事業概況書	年度（　年　月　日から　年　月　日まで）事業概況書
［１～14　略］	［１～14　同左］
15　単体自己資本比率の状況	15　単体自己資本比率の状況
〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕	〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕
信用リスク・アセット算出手法	信用リスク・アセット算出手法
（単位：百万円）	（単位：百万円）
項目 / 当期末 / 経過措置による不算入額 / 前期末 / 経過措置による不算入額	項目 / 当期末 / 経過措置による不算入額 / 前期末 / 経過措置による不算入額
［略］	［同左］